

測量法第34条で定める「作業規程の準則」の一部改正に関する 意見募集について

令和5年1月6日
国土交通省国土地理院
企 画 部

測量法（昭和24年法律第188号）第34条に定められている「作業規程の準則」は、公共測量作業規程を作成するための一般的な規準として、昭和26年8月25日（建設省告示第800号）に制定され、平成20年3月31日に測量技術の発展及び利用環境と適合させるべく、「作業規程の準則」の全部改正を行い、平成23年3月31日、平成25年3月29日、平成28年3月31日、令和2年3月31日に一部改正を行いました。

前回の一部改正以降の新しい測量技術の動向を踏まえ、このたび「作業規程の準則の一部改正（案）」を作成したところです。

このため、下記のとおり、広く国民の皆様から「作業規程の準則の一部改正（案）」に対する御意見を募集いたします。皆様からいただいた御意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。また、お電話での御意見は受け付けかねます。

記

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

近年、UAVレーザ測量、車載写真レーザ点群測量、航空レーザ測深測量などの新しい測量技術の活用が進んでいます。国土地理院では公共測量マニュアルを整備し、それらの技術の普及を進めてきました。前回の「作業規程の準則」改定以降に活用が進んだ、これらのマニュアルの測量技術を「作業規程の準則」に反映させるため検討を行い、「作業規程の準則の一部改正（案）」を作成しました。

2. 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載（国土地理院ホームページにあるリンクからもアクセスが可能）

3. 意見の提出方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」から提出を行ってください。

(2) 郵送する場合

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省国土地理院企画部技術管理課 意見募集担当あて

(3) 電子メールの場合

メールアドレス：gsi-junsoku-34@gxb.mlit.go.jp

国土交通省国土地理院企画部技術管理課 意見募集担当あて

※なお、郵送又は電子メールにより御送付いただく場合は、別紙意見提出様式を御利用ください。

4. 意見の提出上の注意

提出いただく御意見については、日本語に限ります。

また、個人の場合は氏名、住所及び連絡先を、法人の場合は法人名、所在地及び連絡先を記載してください。御提出いただいた御意見については、住所、氏名及び連絡先（法人の場合は法人名、所在地及び連絡先）を除き、公表させていただきますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、御意見中に個人に関する情報であって、特定の個人が識別されうる記述がある場合又は法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます場合があります。

5. 意見の募集期間

令和5年1月6日（金）から令和5年2月6日（月）まで

（郵送の場合は募集期間内の必着）

6. 本件に関する問合せ先

国土地理院企画部技術管理課 吉武・山中

TEL：029-864-6046（直通）

E-mail：gsi-junsoku-34@gxb.mlit.go.jp

以上

